

平成 25 年度税制改正（租税特別措置）要望事項（新設・拡充・延長）

（金融庁）

制 度 名		特別障害者扶養信託制度に係る非課税措置等の見直し	
税 目		贈与税、相続税	
要 望 の 内 容	「特別障害者扶養信託制度」について、非課税対象を「一般障害者」まで拡充すること。 また、通常の信託と同様に、同制度においても帰属権利者の設定を可能とすること。		
	平年度の減収見込額 （制度自体の減収額）		▲ 2 3 百万円 （ — 百万円）
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由	(1) 政策目的 利用者が安心して金融サービスを受けられるための制度・環境を整備する観点から、障害者の生活支援においても、信託制度の更なる促進を図る。		
	(2) 施策の必要性 「特別障害者扶養信託制度」の非課税対象に「一般障害者」を加えることや、帰属権利者の設定を可能とすることにより、一層の信託制度の利用が見込まれる。		

今 回 の 要 望 に 関 連 す る 事 項	合 理 性	政 策 体 系 に お け る 政 策 目 的 の 位 置 付 け	Ⅱ－１ 利用者が安心して金融サービスを受けられるための制度・環境整備
		政 策 の 達 成 目 標	現行制度の対象を「一般障害者」まで拡大することで、障害者の支援促進が図られるとともに、信託制度の利用促進が図られること。
		租税特別措置の適用又は延長期間	新設要望のため、該当せず。
		同上の期間中の達成目標	(政策の達成目標と同じ)
		政策目標の達成状況	新設要望のため、該当せず。
	有 効 性	要 望 の 措 置 の 適 用 見 込 み	約 2 4 0 万人（一般障害者数）
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	現行制度の対象を「一般障害者」まで拡大することで、障害者の支援促進が図られるとともに、信託制度の利用促進が図られる。
	相 当 性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	なし
		予算上の措置等の要求内容及び金額	なし
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	なし
		要望の措置の妥当性	障害者に対する税制措置については、特別障害者扶養信託制度を除いてはいずれも「特別障害者」及び「一般障害者」が対象となっている。同制度の対象を「一般障害者」まで拡充することは、障害者への支援促進のみならず、信託制度の利用促進の観点からも妥当なものと思われる。

これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	新設要望のため、該当せず。
	租税特別措置の適用による効果 (手段としての有効性)	新設要望のため、該当せず。
	前回要望時の達成目標	新設要望のため、該当せず。
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	新設要望のため、該当せず。
これまでの要望経緯		本年度からの要望である。